

令和 7 年 5 月 12 日

第 5 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和 7 年第 5 回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 5 月 12 日（月）午後 1 時 30 分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206 号～209 号室

3. 出席委員（農業委員 8 名 計 8 名）

会 長		石松 雄平
会長職務代理者	1 番	穴井 英雄
委 員	2 番	田代 カズヨ
	3 番	穴井 幸子
	4 番	松野 英一
	5 番	時松 達也
	6 番	飯沼 由彦
	7 番	時松 浩一郎
農地利用最適化推進委員	黒淵地区	梅木 隆志

4. 欠席委員 木附栄三推進委員、原山義弘推進委員、大塚哲治推進委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 1 号番号 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 4 議案第 1 号番号 3 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 5 議案第 2 号番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請について

第 6 議案第 3 号番号 1 農用地利用集積等促進計画案に関する意見
について（所有権移転）

第 7 議案第 4 号番号 1 農用地利用集積等促進計画案に関する意見
について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 穴井 徹

事務局職員（係長） 波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和7年第5回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。
それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、2番 田代カズヨ委員、5番 時松達也委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 日程第2 議案第1号 番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和7年5月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。
議案第1号 番号1です。農地の所在は、北里字〇〇、〇〇、〇〇の3筆です。地目は、登記簿、現況、共に田、合計面積は、1,909 m²です。権利種別は、3条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。土地の価格は備考欄記載のとおりです。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。1ページが許可申請の写しです。下段に権利を移転しようとする契約の内容が記載されております。2ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が18,850 m²、畑が1,797 m²、合計20,647 m²です。貸付地は、田が9,553

m²です。借入地は、田が 35,481 m²で、合計も同じく 35,481 m²です。3 ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況、権利を取得する者の農作業経験等の状況、世帯員等雇用している労働力、ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。4 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。〇〇と〇〇の方は、会社員ですが、農業に関する作業も一日と計算しています。5 ページが 6 番に周辺地域との関係の記載があります。6 ページに申請書の追加情報、7 ページが航空写真の位置図、赤い囲みの箇所が申請地です。8 ページに現地立会時の写真、9 ページが確認書になっております。補足情報としては、以前から買い手と所有者は、利用設定をされていた農地です。この度、利用権設定を解約した上で売買をすることとなっていますので、耕作者は引き続き同じ方です。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の穴井英雄農業委員から報告をお願いします。

1 番 この案件については、5 月 7 日に私と木附推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、農地として管理されている土地でした。今後は、譲り受け人によって耕作されていくとのこと。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

5 番 ここは基盤整備されている土地でしょうか。

係 長 現地を見たところ、基盤整備されていない農地でした。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号 番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号 番号 1 は原案のとおり決定
します。

議 長 日程第 3 議案第 1 号 番号 2「農地法第 3 条の規定による許
可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議
案の朗読と説明をお願いします。

係 長 同じく議案書の 1 ページを開いてください。議案第 1 号 番
号 2 です。農地の所在は、黒渾字〇〇、〇〇の 2 筆です。地目
は、登記簿、現況、共に畑、合計面積は、938 m²です。権利種別
は、3 条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりで
す。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。土地の価格
は備考欄記載のとおりです。詳細は、タブレット端末の資料 1
の 10 ページからです。10 ページが許可申請の写しです。11 ペ
ージに権利を移転しようとする契約の内容が記載されております。
12 ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農
地の状況が記載されています。自作地は、田が 868 m²、畑が 823
m²、合計 1,691 m²です。13 ページに作付け予定の作物と面積、
今回の申請地には、栗の作付けを行う予定です。その下の欄に
農機具等の保有状況、権利を取得する者の農作業経験等の状況、
世帯員等雇用している労働力、ページの一番下に権利を取得す
る者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されてい
ます。14 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況で
す。15 ページが 6 番に周辺地域との関係の記載があります。16
ページが航空写真の位置図、17 ページに現地立会時の写真、18
ページが確認書になっております。補足情報としては、こちらの
案件も貸し借りを一度解約した上で、売買することとなって
います。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。説明は以
上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、事務局の方から報告を
をお願いします。

係 長 担当の大塚農地利用最適化推進委員が報告をする予定であり
ましたが、急遽欠席のため、事務局が代理で報告いたします。
この案件については、5 月 7 日に石松会長、大塚推進委員、
事務局で現地を確認しました。現地は、管理がされている農地

でした。今後は、買い手の方が耕作されとのことです。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番 譲受人の方が栗を植えられるということですが、以前は、何を植えられていたのでしょうか。

係 長 特定の作物を作られていなかったようです。家迎いの農地であるため管理をしていたようで、譲り受けてから栗を植栽する計画となっています。

議 長 それでは、採決いたします。議案第1号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号 番号2は原案のとおり決定します。

議 長 日程第4 議案第1号 番号3「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。この議題については、日程第5の農地法第5条許可申請が関連していますので、続けて事務局が説明をおこないます。まずは、日程第4 議案第1号 番号3「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の2ページを開いてください。議案第1号 番号3です。この議案につきましては、営農型太陽光発電施設関連の議案になりますので議案第2号と続けて説明させていただきます。

議案第1号 番号3です。土地の所在は、大字黒淵字〇〇から3ページの字〇〇までの合計18筆になります。地目は、登記簿原野、山林、公衆用道路、現況は、全て畑です。面積は18筆合計で233,840㎡となります。権利の種別は、3条地上権となります。内容は更新になります。貸付人と、借り受け人について

は記載の通りです。申請事由としましては、営農型太陽光発電施設を設置するためです。備考欄に設定期間は3年で、対価は記載の通りです。詳細は、タブレット端末の19ページから20ページが農地法第3条の許可申請書になります。貸付人が農地の所有者、譲受人は発電事業者です。続きまして、21ページが土地の一覧表になります。各地番の登記簿上の面積が記載されています。合計で233,840㎡です。その右の欄にパネル下農地面積ということで、パネルが設置される面積が合計面積、68,174㎡です。22ページが位置図、役場から9.3kmのところに位置する営農型太陽光発電所です。23ページがパネルの配置図になります。24ページから27ページがパネル架台の平面・立面図です。25ページを見ていただくとパネルの高さは、低い位置で1.8m、高い位置で2.3mとなります。この地上権につきましては、空中部分にパネルが設置されるため権利の設定が必要ということです。議案第1号 番号3の説明は以上です。

係 長 続けて、議案書の4ページをお開きください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年5月12日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案第2号 番号1の土地の所在は大字黒淵字〇〇から5ページの字〇〇までの合計18筆になります。先ほどの農地法第3条の申請地と全く同じ地番です。地目は、原野、山林、公衆用道路で、現況は全て畑です。権利の種別は、賃貸借になります。貸付人と借り受け人は、記載の通りです。こちらも先ほどの農地法第3条の議案と同じ申請人となっています。転用目的は、営農型太陽光発電施設などを設置するためで、転用事由も同じです。一時転用期間は、備考欄に記載されているとおり3年となっております。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。28ページが許可申請書になります。一時転用の許可を受けようとする面積は、742.47㎡です。これはパネル支柱その他、一時転用に係る施設についての面積です。次に29ページが土地の一覧表となりまして、18筆登記簿上の面積、一時転用の面積が742.47㎡です。次に利用状況は、右側に記載がありまして、椎茸と記載がありますが、今回作付け作物の変更をおこないサカキ栽培に変更する計画です。詳しくは、営農計画のページで

説明します。30 ページから 32 ページに前回と今回申請で変更のあった点をまとめています。一つ目は、1 架台分の面積が含まれていなかったことが判明しまして、今回の再許可申請に当たって、1 架台分面積を追加して申請しております。その結果パネル下農地面積、杭の本数、杭基礎の面積、一時転用面積がそれぞれ増加しています。下の図の方にどこの場所が抜けていたのかを示しています。あとは、現地の写真です。数値としては、抜けてはいましたが、パネル下では営農はされていました。次に 31 ページに現場事務所の面積を一時転用面積に含める方針となりましたので、その面積と現場の写真と位置図が記載されています。32 ページ、農業用倉庫の面積も一時転用面積に含めることとなりましたので、その面積と位置図と現場の写真が記載されています。今回の変更と伴って 32 ページの一番下に記載がありますが、一時転用面積が 727.85 m²から 742.47 m²に変更され、一時転用面積は申請されています。33 ページに変更点があった箇所の位置図です。34 ページから 35 ページが事業計画書になります。1 に土地の選定理由、2. 事業の目的及び必要性、3. 計画概要、4. 給排水計画、35 ページに 5. 被害防除計画、6 番に資金計画、収入の部と支出の部が記載の金額となっています。その見積書、預金残高の証明については、事務局の方で確認しています。次に 36 ページが位置図、37 ページがパネルの配置図です。橙色の枠の箇所が架台のあるところです。橙色の点は、パネル杭の位置です。38 ページ営農計画について説明をします。今回、一時転用の申請から椎茸栽培からサカキ栽培に変更する営農計画となっております。営農型太陽光発電施設の下部の農地、畑、68,174 m²、下段の営農者の農作業経営等の状況が 39 ページの一覧表のとおりです。営農に関わる方は、13 名います。その内サカキの栽培については、4 人目の方が 15 年の作業履歴があるようです。40 ページが栽培計画書です。全体で 5,527 本のサカキを植栽する計画です。41 ページから 42 ページが営農に必要な農作業期間です。42 ページを見てください。サカキ栽培の計画ですが、許可を得た場合、今年度は、ほだ木の撤去やサカキ栽培のための栽培準備をおこないます。来年の 4 月に仮植していたサカキを事業地内に植栽していく計画となっています。その後については、必要な作業をおこない計画的に営農をおこなうこととなります。43 ページが椎茸からサカキ栽培に移行する工程表になります。原木、ほだ木撤去作業の期間が 9 月から 12 月まで

の期間が必要となっています。その後、杭と有刺鉄線等の撤去作業は、12月から3月までです。次にサカキ栽培になりますと、鹿の被害等がでますのでフェンスの高さを延長する作業が出てくるようです。それについて4月頃に行います。サカキは、仮植を別の地域ですでにやっているの、仮植して成長させたものを来年の4月、5月頃に植栽していく計画となっています。44ページから46ページに利用する農業機械の状況、利用する農業機械の写真、個数、台数等が記載されています。47ページにサカキ栽培した場合の農地の単収見込みが記載されています。①に地域の平均的なサカキの単収を表しています。②が営農型太陽光発電の場所で想定される反当りの収量を記載されています。サカキにつきまして、植栽してすぐに収量が取れるものではないため植栽して4年目から少しずつ収量がとれるとのこと。収穫開始から10年目で最大値の反当たりになります。48ページに営農概要としてなぜ作物転換に至ったのかを記載しています。49ページから50ページがパネル下でサカキを植栽した時のイメージ図です。樹高は、約1.5mにし、横に展開させていくようです。51ページが営農法人の構成員等の状況です。52ページが下部農地における営農への影響見込です。サカキについては、半日陰の環境下で良質なものが育成されており、栽培に適していると考えられるとのこと。53ページがサカキ栽培に関する知見を有する者の意見書です。54ページから55ページが市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物を栽培する場合における栽培理由書です。56ページがサカキを植栽する計画図です。緑の線に植栽する計画で、全体で5,527本を植栽する計画です。57ページがこれまでの営農実績の報告資料となっております。58ページが作物変更に伴う収支改善について、最後59ページから60ページが現地立会い時の写真になります。説明は、以上です。

- | | | |
|---|---|---|
| 議 | 長 | それではこれより、質疑に入ります。日程第4、日程第5、の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。 |
| 6 | 番 | まず、地目は山林ですが農地として考えなければいけないですか。また、一時転用期間は3年、サカキは取れるまでに4年かかるので、次の更新まで何もしないような状況ですか。 |

係 長 地目につきましては、山林も公衆用道路もありますけれども、当初の申請が平成 28 年の 8 月頃にありまして、その時点でこの場所は農地として取り扱っていた状況でした。その後地籍調査が入ったことによって、地目は変更されました。農業委員会としては、当初から農地として判断しています。地目が山林ですが、農地法は適用されることとなります。

次に一時転用期間は、3 年だがサカキの収穫に 4 年かかり何もしないのかについてですが、何もしないことはなく、営農作業は、おこなう必要があります。4 年間は、育成作業をおこなうこととなります。収量がとれない期間がありますが、サカキ育成の営農をおこなうということで、問題はないと考えております。

議 長 県と打ち合わせを事前にしましたか。

係 長 事前相談はしております。

7 番 ほだ木を全て廃棄してしまうのでしょうか。出来のいいほだ木というか、若いほだ木は、まだ生産性があるので、古いものから撤去して、収穫を終えてから撤去することは考えられなかったでしょうか。

係 長 椎茸栽培にコストが掛かるという点が問題になっているため、椎茸栽培は、今年度で全て撤去する計画になっているようです。ほだ木については、以前からアドバイスを頂いている地元の方に処分方法を一度相談するとのことでした。

5 番 他の場所の営農型の支出は、どうですか。やむを得ずサカキを植えるしかないと思受けられます。収益性を求めていくのは、当然なことだと思いますので、他の営農型でサカキ栽培をしているところは、どの様な状況かお聞きしたいです。

係 長 他の営農型のサカキについても今は育成段階です。まだ収支が見えていません。問題なく育成は、できているようです。育成コスト、収支が合っているかは、今後数年で判明してくると思います。これからも動向を農業委員会としては、見守っていく必要があると考えています。

5 番 営農型の農地については、難しい条件があるようです。やるのであれば収益に見合った作物を初めから設定するようなシステムを設けないと電気に頼るという形の営農になってしまっているようです。無駄を無くすような考え方をしていただければいいと思います。

係 長 確かにそうだと思います。発電事業だけに頼るような形だけではなく、営農と発電が両立するような事業を展開していくことが理想的だと思います。全国的にも営農型太陽光発電は、問題の事例がありますので、問題事例にならないために適時確認、事業者とは連絡を取りながら状況把握をおこなっていく予定です。

1 番 熊本県その他市町村の状況については、分かりますか。

係 長 他市町村の状況については、分らないです。

議 長 それでは採決いたします。日程第4、日程第5の順に採決いたします。

まずは、日程第4 議案第1号 番号3「農地法第3条の規定による許可申請について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号 番号3は、原案のとおり決定しました。

議 長 続きまして、日程第5 議案第2号 番号1「農地法第5条の規定による許可申請について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号 番号1は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 日程第 6 議案第 3 号 番号 1「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の 7 ページになります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和 7 年 5 月 12 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案第 3 号 番号 1 です。農地の所在は、大字上田字〇〇、字〇〇の 2 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。合計面積は、3,359 m²です。所有権を移転する者、移転を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、その下段に売買価格の記載があります。詳細は、タブレット端末の資料 1 になります。61 ページが農用地利用集積計画書の案です。62 ページに航空写真上の位置図です。63 ページから 64 ページが現地の写真です。以上で説明は終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第 3 号 番号 1 の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 3 号 番号 1 の原案について同意することを決定します。

議 長 日程第 7 議案第 4 号 番号 1「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の 8 ページになります。この議案については貸し借りになります。農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定

による農用地利用集積促進計画案について意見を求める。令和7年5月12日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案第4号 番号1です。利用権を設定する農地の所在は、大字北里字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の4筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。合計面積は、5,227㎡です。内容は新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田と記載がありますが、ほうれん草を作付けするとのことです。期間は、5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。説明は以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 今までは、どのような利用をされていたのでしょうか。

係 長 別の耕作者が水田として利用されていました。

5 番 今からハウスを建てますか。

係 長 今からハウスを建てる計画となっています。今後、ハウスを建てほうれん草を作付けする計画です。

5 番 自分でハウスを建てるのでしょうか。

係 長 ハウスを建てる事業者に来てもらうと聞いています。

議 長 それでは、採決いたします。議案第4号 番号1の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第4号 番号1の原案について同意することを決定します。

議 長 以上をもちまして、小国町農業委員会第 5 回総会を閉会致します。

令和 7 年第 5 回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

2 番

5 番